

小郡市監査委員公表第3号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和4年7月15日に小郡市教育長から、令和4年7月19日、令和4年8月4日及び令和4年12月27日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年1月30日

小郡市監査委員 高山 晃  
小郡市監査委員 佐々木 益雄

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第17号（令和3年10月21日付 生涯学習課）分	.....	1件
小監公表第12号（令和4年5月13日付 人権・同和対策課）分	.....	1件
小監公表第6号（令和3年3月4日付 総務広報課）分	.....	2件
小監公表第18号（令和4年11月29日付 子育て支援課）分	.....	1件

## 第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第17号（令和3年10月21日付 生涯学習課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>小郡市生涯学習センターの植栽消毒及び剪定の業務委託について、令和3年6月に契約締結及び作業が実施されているが、消毒と剪定で1つの契約ではなく、植栽消毒業務、低木植栽剪定業務、中木植栽剪定業務として別々の契約になっており、すべて同じ業者と同じ金額で随意契約を締結していた。</p> <p>公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、不適切な調達を行っているとは疑念を抱かれることはあってはならない。透明性、競争性、客観性が確保された契約事務を行われたい。</p>	<p>小郡市生涯学習センター植栽消毒及び剪定の業務委託については、令和3年度に植栽消毒業務、低木植栽剪定業務、中木植栽剪定業務として別々の契約になっていたものを、令和4年度は植栽管理業務委託に集約し、1つの業務委託として行った。</p> <p>今年度の契約については、小郡市民ふれあい広場として一体的な管理を実施する観点から、文化会館と同一業者との随意契約となったが、来年度以降の契約事務にあたっては、金額に応じて入札を行う等、透明性、競争性、客観性が確保された契約事務を行うものとする。</p>

小監公表第12号（令和4年5月13日付 人権・同和対策課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>物品購入にあたり、見積書を徴しているが、見積書提出締切後の日付の見積書を受付し、また、別の物品購入では、見積書提出依頼前の日付の見積書を受付し、見積り合わせを行っていた。</p> <p>公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、市民から不適切な調達と疑念を抱かれてはならない。競争性、透明性、客観性が確保された見積り合わせを行われたい。</p>	<p>見積書提出を求める際に、見積書記載の日付について、締切日でなく実際の提出日を記入するよう周知・徹底した。</p> <p>見積提出締切日時を見積り合わせの日時とし、全ての業者からの見積書が揃い次第実施するのではなく、見積り合わせは見積提出締切日時に実施することとした。</p>

小監公表第6号（令和3年3月4日付 総務広報課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）切手の適正な管理を求めるもの</p> <p>切手受払簿について、切手受払簿に記入誤り及び記入漏れが見受けられた。また、現品と切手受払簿の残数が突合できなかつた。</p> <p>切手の出納を行ったときは、帳簿に記録しなければならない。また、切手は常に良好な状態で管理しなければならない。切手は換金性の高い物品であるため、適正な管理ができるように努められたい。</p>	<p>切手の出納の際、受払簿の記入誤り等が確認できるよう、受払簿とは別に切手等交付申請書を作成し、所属長の自署または記名押印により、申請することとした（令和3年10月1日より運用開始済）。</p>
2	<p>指摘事項（2）契約事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>ファイリング用品について、契約書等はなく、随時発注し、請求書を3万円未満に分けて同一業者から購入しているが、年間90万円程度の支出が行われている。</p> <p>公共調達については、競争性及び透明性を確保することが必要であり、不適切な調達を行っているとの疑念を抱かれることはあってはならない。関係法規及び手引き等に従い、透明性、競争性、客観性が確保された契約事務を行われたい。</p>	<p>令和4年度のファイリング用品注文より、見積り合わせを実施し、物品購入契約を行った（令和4年7月26日契約）。</p>

小監公表第18号（令和4年11月29日付 子育て支援課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）補助金等交付事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>地域子育て支援拠点事業費補助金について、申請時に補助事業者から提出された事業計画書の内容の審査が十分にできておらず、開設月数、開設日数及び職員配置が誤って記載されていた。また、小郡市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱で定める職員配置要件とは異なる区分で交付決定を行っていた。</p> <p>市は申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金等の交付について、法令及び予算等に照らして適否を決定するものとなっている。補助金交付を行う際には、適正な事務を行われたい。</p>	<p>「小郡市地域子育て支援拠点事業費補助金交付要綱」は、国の「子ども子育て支援交付金交付要綱」と職員配置基準に一部齟齬があるため、国が定めた基準に即し、一部改正を令和4年12月26日に告示した。</p> <p>今後は、本要綱に即し申請書を受理したときは、事業計画書の内容を十分審査し、法令及び予算に照らし適正な事務執行に努める。</p>